



「第3次徳島県肝炎対策推進計画(原案)」について 県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、肝炎対策基本法に基づき、国の基本指針及び本県の現状を踏まえた総合的な肝炎対策を実施するため、本計画の策定を進めているところです。

このたび、徳島県としての計画の「原案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和5年12月8日(金)～令和6年1月9日(火)

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。(ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。)

① ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/



② 郵送の場合

〒770-8570 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

※住所の記入は不要です。

③ ファクシミリの場合

FAX: 088-621-2862 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

④ 持参の場合

徳島県庁1階 監察評価課県庁ふれあい室まで

(午前8時30分から午後6時15分まで(土・日・祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く))

3 お問い合わせ先

(内容について) 徳島県保健福祉部 感染症対策課 企画・調査担当

電話: 088-621-2228 FAX: 088-621-2818

メールアドレス: kansenshotaisakuka@pref.tokushima.jp

(提出方法について) 徳島県 監察局 監察評価課 県庁ふれあい室

電話: 088-621-2096 FAX: 088-621-2862

メールアドレス: fureaikouryuu@mail.pref.tokushima.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 監察評価課 県庁ふれあい室 行
(パブリックコメント)



Q1 「第3次徳島県肝炎対策推進計画」ってどんな計画？

徳島県では、肝炎基本法に基づき、国の「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえ、市町村、医療機関、関係団体等、関係者が連携を図り、本県における肝炎対策のより一層の推進を図るため、平成25年3月に「徳島県肝炎対策推進計画」を策定し、その後、見直しを行ってきました。

平成30年4月に策定した「第2次徳島県肝炎対策推進計画」の期間満了を受け、令和4年3月に改正した「基本指針」の反映と本県の現状を踏まえ、本計画を策定することと致しました。



Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

「予防・受検・医療・人材・相談」体制の更なる推進を図ることを目的とした本計画について、修正案や新たに記述することが必要と思われる事項など、ご意見、ご提案をお寄せください。

（ → 別添資料を参照してください。）



Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。